

経済的強制への対抗は可能か EUの「反強制措置」(ACI) の検討を通じて

北村 朋史
Kitamura Tomofumi

〔要旨〕

近年、「経済的依存の武器化」、すなわち自国の產品・サービス・技術や市場に依存する外国に対して、貿易制限等の経済的な手段を用いて圧力を及ぼし、自國に有利な政策変更を強要する行為が多用され、諸国の警戒を呼んでいる。2025年4月に公表され、世界を震撼させたトランプ政権による「相互関税」などである。このような経済的依存の武器化に対する対応手段としては、特定国に対する経済的依存の度合いの軽減といった手段が存在するが、より積極的で、またそれゆえより論争的な対応手段として、近年特に関心を集めているのが、2023年末にEUで導入された「反強制措置」(ACI) である。ACIは、EUおよびEU加盟国に対する経済的強制の抑止や中止を目的として、強制国に対して貿易制限等の報復措置を課すこと可能にするもので、その特徴は、こうした報復措置を不干渉原則違反に対する対抗措置として性格付ける点にある。本稿では、このACIに基づきとられる措置の適法性について、一般国際法上の対抗措置の要件適合性およびWTO協定上の評価という観点から検討する。

はじめに

近年、「経済的依存の武器化 (weaponization of economic dependencies)」、すなわち自国の產品・サービス・技術や市場に依存する外国に対して、貿易制限等の経済的な手段を用いて圧力を及ぼし、自國に有利な政策変更を強要する行為が多用され、諸国の警戒を呼んでいる。2025年4月に公表され、世界を震撼させたトランプ政権による「相互関税」などである。経済的な手段を用いた外国への強要行為は、歴史的には、枚挙にいとまがなく、第4次中東戦争に際してアラブ産油諸国が親イスラエル諸国に対して行った原油の輸出禁止や、1980年代後半から90年代前半にかけて米国が日本等に対して講じた一方的措置が、典型例として挙げられる⁽¹⁾。その意味で、経済的依存の武器化は決して新奇なものではないが、近年それが多用され、また諸国の警戒を呼んでいる背景には、国際協調主義の退潮という政治状況に加えて、経済的依存の深化という社会経済的な要因がある。

というのは、とりわけ1990年代以降に急速に進行したサプライチェーンのグローバル化等によって、各国経済の輸出依存度が上昇し、市場規模の大きな国は、一方的な関税引き上げ等の輸入制限措置を通じて、各国に強い圧力を及ぼすことが可能になっている。またサプラ

イチエーンのグローバル化は、規模の経済の作用等を通じて、各国が限られた生産者や地域から財を調達するという経済構造をもたらし、原油等の偏在性の大きい資源だけでなく、半導体等の製品も、輸出制限措置を通じた強要の材料として用いられる状況が生じている⁽²⁾。こうして強要のための武器の威力や種類が増し、またそうした武器が自国第一主義を強める大国によって広く用いられるようになった結果、多くの国が自国経済の安定や自律的な政策決定を維持するための対策を余儀なくされているのである。

こうした経済的依存の武器化に対する対応手段としては、第1に特定国に対する経済的依存の度合いを軽減すること（デリスキング）が考えられ、実際に日本を含む多くの国や地域で重要物資の供給源の分散化等の対策が講じられているが⁽³⁾、こうした対応手段は長期にわたる継続的な取り組みを要し、また企業の経済活動に与える負担も大きい。これに対して、経済的依存の武器化に対するより積極的で、またそれゆえより論争的な対応手段として、近年特に関心を集めているのが、2023年末にEUで導入された「反強制措置（Anti-Coercion Instrument）」（以下、ACI）である。ACIの概要は次節で述べるが、これは、EUおよびEU加盟国に対する「経済的強制（economic coercion）」の抑止や中止を目的として、強制国に対して貿易制限等の報復措置を課すことを可能にするもので、その特徴は、こうした報復措置を不干渉原則違反に対する対抗措置として性格付ける点にある。

経済的な強要の手段として用いられる貿易制限等は、世界貿易機関（WTO）協定等の国際経済協定上の義務に違反し、これらの国際経済協定上の義務違反を理由として対抗措置をとることも可能である。しかし、WTO協定違反の是正を促すためにとられるWTO協定上の対抗措置は、パネルの違反認定と許可を要するところ、現在WTOの紛争解決手続は、上級委員会の機能停止によって、パネルが違反認定を行っても、被提訴国が上訴（空上訴）すれば、違反認定が確定せず、対抗措置の許可も得られないという状況にある。またそもそもパネルの違反認定は長期間を要するため、WTO協定上の対抗措置は迅速性を欠き、違反措置の抑止や是正のための手段として実効性を欠くとの問題もある⁽⁴⁾。そのため、経済的な強要に対する報復措置を不干渉原則違反に対する一般国際法上の対抗措置と性格付けることによって、実効的な対応手段とすることが図られたのである⁽⁵⁾。

米国や中国等によるあからさまな強要行為に対して、各国は唯々諾々と従わねばならないとの道理はなく、自らの実力を持って自らの利益を保護することも、認められてしかるべきであるように思われる。他方、こうした実力手段として想定されている貿易制限等は、それ自体としてWTO協定等の国際経済協定上の義務に整合しないため、法的に正当化しうるのか、すでに周縁化の危機に瀕しているこれらの協定の意義をさらに損なうことになりはしないかとの懸念も生じる。

経済的依存の武器化の傾向がまったく収束の兆しを見せないなか、その対応手段としてのACIの意義を見定めておくことは、日本等の今後の対応について考えるうえでも重要であろう。またWTO協定等の国際経済協定上の義務違反を不干渉原則という一般国際法上の義務違反に対する対抗措置として正当化する試みは革新的で、国際経済法学、また国際法学全般にとっても興味深い検討素材を提供する。そこで、本稿では、ACIが提起する国際法上の論点

を示し、それらの論点について検討を試みる。具体的には、ACIの導入の背景や内容を概観したうえで(1)、これに基づきとられる措置について、一般国際法上の対抗措置の要件適合性(2)、およびWTO協定上の評価(3)という観点から、それぞれ検討を行う。最後に結論を述べる(おわりに)。

1 ACIとは何か？

ACIは、2021年12月に欧州委員会により提案され、欧州連合理事会および欧州議会による採択を経て、2023年12月に発効した規則(Regulation)である⁽⁶⁾。フランスのデジタル・サービス税(いわゆるGAFA税)に対して1974年通商法301条調査を実施した米国の措置(2019年)や、「駐リトニア台湾代表処」の設置を認めたリトニアに対して貿易制限を課した中国の措置(2021年)が、こうした立法の必要性を喚起し、その成立を後押ししたと言われる⁽⁷⁾。例えば、リトニアが中国に対して対抗措置をとったとしても、中国の行動変容をもたらしうるとは考えにくい。また経済的手段を用いた強要への経済的手段を用いた対応は、EUの単独権限に服する共通通商政策(CCP)上の問題に該当すると考えられるため、EU加盟国が独自に対抗措置を講じることは、制度的にも困難である⁽⁸⁾。そのため、外国によるEUおよびEU加盟国に対する経済的強制に対して、EUとして対抗するための制度が導入されることになったのである。

ACIは、前文および全20条からなる規則本体と2つの付属書によって構成され、経済的強制の存否の決定や経済的強制への対応のあり方等につき、詳細な規定を設けている。その概要は、およそ以下のとおりである。

ACIにおいて、経済的強制とは、第三国(EU域外の国や地域)が、「EUまたはEU加盟国による特定の行為の中止、修正もしくは採用を妨げまたは獲得するため、貿易もしくは投資に影響を与える措置を適用しましたは適用すると威嚇し、これによってEUまたはEU加盟国の正当な主権的選択に介入する」とことと定義される(2条1項)。第三国の措置がこれらの条件を満たし、それゆえ経済的強制に該当するかの決定は、欧州委員会による調査と提案を受けて、欧州連合理事会が行うとされ、該当するとの決定がなされる場合、欧州委員会は、経済的強制の中止、また適切な場合には、経済的強制の結果生じた損害の賠償を当該第三国に要請するとされる(5条)。委員会は、当該第三国に協議のための十分な機会を与えなければならず、協議の過程においては、交渉、国際裁判への付託、仲介・調停・周旋等の選択肢を探求することができる(6条1項)。

上記の要請や協議にもかかわらず、合理的な期間内に経済的強制の中止や損害賠償が得られない場合、委員会は、EUやEU加盟国の権益を保護するために必要な措置で、かつEUの利益に適う措置であることを条件として、「EU対応措置(the Union response measures)」をとる(8条1項)。委員会は、付属書に列挙される措置(貿易・投資・知財保護の制限等)の中から適切な措置を選択し(8条2項)、第三国の措置が国際違法行為を構成する限りにおいて、当該第三国に対して負う国際義務の不履行に相当する措置をとることも妨げられない(8条4項)。措置は、均衡性を有するものでなければならず、経済的強制によってEUまたはEU加盟国に

生じる損害の程度を超えるものであってはならない(11条1項)。また措置は、経済的強制の中止や損害賠償を促すうえでの有効性、EUの経済主体や投資環境に与える悪影響の回避・軽減、EUの政策や目的に与える悪影響の回避・軽減、国際法上の関連する基準等を考慮して選択し、設計しなければならない(11条2項)。

ACIの前文は、不干渉原則に関する国連友好関係原則宣言の規定、および対抗措置について定める国家責任条文の規定は慣習国際法を反映し、第三国とEUおよびEU加盟国の関係を拘束すると述べ(5節および13節)、EU対応措置はWTO協定等の国際義務に整合しない場合であっても、不干渉原則違反に対する対抗措置として正当化されるとの立場を示している。またEUは、EU対応措置がWTO協定や自由貿易協定(FTA)の紛争解決手続に付託されるリスクを指摘しつつも、EU対応措置が慣習国際法に適合する限りは、第三国はWTO協定等を援用してこれを阻止することはできないであろうとの立場を示している⁽⁹⁾。

以下では、これらの立場の当否について順に検討する。

2 EU対応措置は一般国際法上の対抗措置として正当化されるか?

EU対応措置が一般国際法上の対抗措置として正当化されるためには、①先行違法行為の存在、②違法行為の中止や救済の事前請求等の手続の履践、③先行違法行為による被害との均衡性という要件が満たされねばならず、また④措置が対抗措置による正当化が除外される国際義務の違反にあたらず、⑤措置の主体が対抗措置に訴える資格を有する者であることが求められる⁽¹⁰⁾。これらの条件の充足いかんは、言うまでもなく個別の事案の状況によるが、ACIは、②と③の条件については、国家責任条文の対抗措置に関する規定を踏まえた入念な規定を置き、これらの規定が文字どおり実施されれば、不充足の危険は小さい。これに対して、①と④と⑤の条件が満たされるかについては、小さからぬハードルが存在するように受けられる。以下、順に検討する。

(1) 先行違法行為の存在

既述のとおりACIは、経済的強制は不干渉原則違反にあたるとの立場に立っている。不干渉原則が、慣習国際法上確立した原則であることに疑いはなく、また違法な干渉が、①国家の決定が国際義務によって制限されておらず、それゆえ当該国家の自由な決定に委ねられている問題への介入であって、②強制としての性格を有するものという2つの要素からなることも広く受けられている⁽¹¹⁾。

このうち①の要素に関して、ACIは、経済的強制とは「EUまたはEU加盟国の正当な主権的選択」への介入を指すとし、またこうした介入があったかの判断にあたっては、「第三国が国際的に承認された正当な関心に基づいて行動しているか」を考慮すると定めている(2条2項(c))。国家の決定が国際義務によって制限されておらず、その意味で当該国家の自由な決定に委ねられている問題であっても、「不当」な決定に対する介入は、経済的強制にあたらぬとの立場が示唆されているのである。

こうした立場の背景には、EU自身が、途上国に対する経済的な恩典の付与の条件として、環境条約や労働条約への批准を求める等の政策を実施し、これらのEUの政策自体が、経済

的強制に該当するのではないかとの指摘がなされてきたところ⁽¹²⁾、自らの行為を経済的強制として糾弾する矛盾を回避する意図があったと考えられる⁽¹³⁾。

他方、ACIは、強制は「国が国際法の下で実施を義務付けられず、その主権の内」にある作為・不作為を要求するとき、国際違法行為になると述べ（前文15節）、ここでは国家の決定が国際義務によって制限されているか否かが、もっぱらの基準とされているように見受けられる。そのため、EUが、「不当」な決定に対する介入は、違法な干渉にあたらないとまで考えているかは定かではないが、少なくともEUの説く経済的強制にはあたらず、EU対応措置の対象とならないとの立場を示すことによって、自らの政策との折り合いをつけることが図られていると理解できよう。

以上のように違法な干渉の①の要素については、ACIにおける経済的強制の定義が、広く受け入れられた違法な干渉の定義よりも狭いものとなっているため、不充足の危険は小さいと考えられるのに対して、より論争的なのが②の要素である。

この点につき、特に問題となるのが、不干渉原則に関するリーディングケースとされるニカラグア事件（1984年にニカラグアが米国は武力不行使原則や不干渉原則等に違反しているとして国際司法裁判所〔ICJ〕に提訴した事件）判決の含意である。というのは、本判決は、米国によるニカラグアに対する武力の行使や、コントラ（ニカラグアの反政府組織）に対する資金の提供等は、不干渉原則に違反すると判断する一方で⁽¹⁴⁾、全面的禁輸を含む、米国の対ニカラグア経済措置は、「不干渉原則違反と考えることはできない」と判断している⁽¹⁵⁾。全面的禁輸といった重大な経済措置ですら不干渉原則違反の認定を免れたことをもって、不干渉原則は経済的強制を禁止していないとする学説も存在し⁽¹⁶⁾、そうだとすれば、EU対応措置はおよそ一般国際法上の対抗措置として正当化しえないことになる。また本判決は経済的強制の閾値を極めて高く設定するもので、これによれば、全面禁輸に満たない中国によるリトアニアへの貿易制限等は、経済的強制にあたらないとする見解もある⁽¹⁷⁾。

もっとも、ニカラグア事件判決は、経済措置は不干渉原則違反にあたりえないと述べているわけではなく⁽¹⁸⁾、経済的依存の度合いが極めて高い場合等、個別具体的な状況によっては、結論は異なりうる。また本判決は、米国の経済措置が不干渉原則違反と考えられない理由をまったく示しておらず、その先例としての意義には、もとより疑問が残る⁽¹⁹⁾。ただし、ICJがそうして経済的強制に関する判断を回避したかのようにも見える態度を示した背景に、次のような事情があったことは想像に難くない。すなわち、不干渉原則が経済的強制を禁止するかをめぐって、諸国の見解が歴史的に対立してきたとの事情⁽²⁰⁾、また不干渉原則が経済的強制を禁止するとしても、経済措置が強制の閾値を満たすかを個別具体的な状況に即して判断することが、極めて困難であるとの事情である⁽²¹⁾。

ACIは、経済的強制は「一定の質的または量的閾値」に達するとき禁止されると述べ（前文15節）、国際義務の不履行となる対応措置の発動に一定の歯止めをかけているが、こうした措置の正当化にあたって、上記のような不干渉原則の射程の問題と強制の閾値の充足の証明が重大な障壁となることは、疑いがないであろう。

(2) 対抗措置が除外される国際義務

ACIは、EU対応措置として、物品やサービスの貿易、対内直接投資、知財保護等に対する制限措置等を予定している。これらの措置が違反しうる国際義務は、WTO協定上の義務に限られないが、EU対応措置の主たる対象として想定される米国や中国との間にFTAが存在しないことにもかかわらず、違反が問われるのは、主にWTO協定上の義務と考えられる。

国家責任条文50条は、均衡性の要件等の充足いかんにかかわらず、対抗措置による正当化があらかじめ除外される国際義務として、武力不行使義務、基本的人権の保護に関する義務、復讐を禁止する人道的性格の義務等を列挙している。この条文にWTO協定上の義務は含まれていないが、対抗措置による正当化が除外される国際義務は、50条で列挙される義務に限られず、すべての対世的な性格の義務が必然的に含まれるとの指摘がある⁽²²⁾。対世的な性格の義務に整合しない措置が対抗措置として用いられる場合、当該義務によって拘束されるすべての国が義務違反の責任を追及しうるところ、対抗措置は先行違法行為を行った国に対してしか援用できないからである⁽²³⁾。

WTO協定上の義務は二国間的な性格の義務か対世的な性格の義務かの問題は、環境保護や人権保護の観点からのWTO批判が隆盛を見た90年代末以来、主にWTO協定上の義務の違反を環境条約や人権条約に依拠して正当化することは可能かという問題関心の下で、学説上広く論じられてきたが⁽²⁴⁾、いまなお決着を見ない問題である。WTOの上級委が、WTOの紛争解決手続に提訴できる国は被害国に限られないと判断を示してきたことなどは⁽²⁵⁾、WTO協定上の義務は対世的な性格の義務であるとの理解を示唆する一方で、実際に提訴を行ってきたのは被害国に限られる等、こうした理解に反する要素も存在するからである。そのため、WTO協定上の義務が対抗措置が除外される国際義務にあたるかは定かでないが、この点もEU対応措置の正当化にあたって重要な論点となりうる。

(3) 対抗措置に訴える資格

ACIは、経済的強制がEUを対象とする場合だけでなく、EU加盟国を対象とする場合にも、EU対応措置をとることを求めている。そのため、先行違法行為を受けた主体と対抗措置に訴える主体が異なるという状況が生じ、EU対抗措置は一般国際法上の対抗措置によって正当化されるかという問題につき、さらなる疑問が生じる。

この疑問に対するありうる回答のひとつは、第三国対抗措置という論理であろう。ただし、そもそも第三国対抗措置が国際法上認められるかは、論争的で不明確であるほか⁽²⁶⁾、仮に認められるとしても、これに訴える資格を有する主体は、先行違法行為の責任を追及する資格を有する主体に限られるという点、すなわち第三国対抗措置が認められるのは、これに訴える主体を拘束する対世的な性格の義務の違反がなされた場合に限られるることは、明らかである。一般に不干渉義務はそのような性格の義務とは解されておらず、EU加盟国に対する経済的強制へのEU対応措置を第三国対抗措置と性格付け、正当化することは困難である⁽²⁷⁾。

他方、第三国対抗措置と似て非なる概念として、「代位対抗措置 (proxy countermeasures)」なるものの存在が主張されることがある。これは、先行違法行為が対世的な性格の義務の違反にあたらず、そのため第三国対抗措置が認められえない場合であっても、被害国の要請が

あれば、被害国以外の国が対抗措置に訴えることが認められるとの考え方である⁽²⁸⁾。ただし、このような対抗措置を支持する見解や実行は、いまのところ皆無に近い⁽²⁹⁾。またこうした対抗措置の根拠を集団的自衛権からの類推に求める見解もあるが、そのような見解は、集団的自衛権において被害国（被攻撃国）の要請は、権利（集団的自衛権）を根拠付けるのではなく、限定する機能を果たしていることを看過している点で、説得力のあるものとは言えない⁽³⁰⁾。EU対応措置は、対抗措置に訴える資格という点においても、大きな課題を抱えている。

3 EU対応措置のWTO協定上の評価

既述のとおりEUは、EU対応措置がWTO協定の紛争解決手続に付託されるリスクを指摘しつつも、EU対応措置が慣習国際法に適合する限りは、第三国はWTO協定を援用してこれを阻止することはできないであろうとの立場を示している。このうちEU対応措置が慣習国際法に適合するかの問題は、前節で検討したとおりであるが、仮に適合するとして、そうした措置がWTOの紛争解決手続に付託された場合、いかなる判断が下されるであろうか。

この問題につき検討するにあたって重要なのは、①WTO協定は一般国際法上の対抗措置を排除しているかという実体法上の問題と、②WTOのパネルは一般国際法上の対抗措置の抗弁について判断できるか、すべきかという手続法上の問題の区別である⁽³¹⁾。というのは、WTO協定が一般国際法上の対抗措置を排除している場合、EU対応措置はこれによって正当化できず、WTO協定違反の認定が下されることになるのに対して、一般国際法上の対抗措置は排除されていないが、WTOのパネルがこれについて判断できず、または判断すべきでない場合、パネルはWTO協定違反の請求自体について判断を差し控えるべきことになる。抗弁の当否について判断せぬまま、請求の当否について判断し、WTO協定違反の認定や措置の是正勧告がなされるならば、被提訴国は、本来有するはずの実体法上の権利を否定されることになるからである⁽³²⁾。以下、①と②の問題について順に検討する。

(1) WTO協定は一般国際法上の対抗措置を排除しているか

学説には、WTO協定において一般国際法上の対抗措置は排除されているとの見解がある。こうした見解の根拠は、主に次の2つに分類できる。

第1が、WTOの紛争解決手続について定める紛争解決了解(DSU)の3条2項第3文は、「紛争解決機関の勧告及び裁定は、……対象協定(WTO協定)に定める権利及び義務を減ずることはできない」(括弧内筆者注)と定めているところ、WTO協定上の義務に整合しない措置が、一般国際法上の対抗措置等、WTO協定以外の国際法に基づき正当化されるならば、WTO協定に定める義務が減じられることになるため、認められないとの理由である。これは、DSU3条2項第3文をWTO協定の他の国際法に対する一般的な優越を定める規則と解する立場である⁽³³⁾。ただし、このような理解が適当であるかは疑わしい。DSU3条2項第2文が、加盟国はWTOの紛争解決制度が「対象協定の現行の規定の解釈を明らかにすることに資するものであることを認識する」と定めていることにかんがみれば、第3文は、第2文の意味を敷衍したもの、すなわち法の解釈適用機関としてのWTOのパネルの性格を確認し、パネルが法を創造する権限を持たないことを確認する趣旨の規定と解するのが自然だからである⁽³⁴⁾。

第2が、WTO協定には、一般国際法上の対抗措置を排除する特別法が存在し、具体的には、①「加盟国は、対象協定に基づく義務についての違反……について是正を求める場合には、この了解に定める規則及び手続による」と定めるDSU23条1項の規定や、②GATT20条の一般的例外および同21条の安全保障例外等が、そうした特別法にあたるとの理由である⁽³⁵⁾。これは、WTO協定上の義務に整合しない措置が他の国際法に基づき正当化される可能性は、当然には排除されないが、他の国際法に対する特別法がWTO協定中に存在する場合には、認められないとの理解である。もっとも、こうした理解が適当であるかも疑問である。上記の①の規定は、WTOの紛争解決手続において、WTO協定違反の請求に対して第三者機関による拘束力のある判断が常に与えられる仕組みが導入されたことをもって、WTO協定違反の一方的な認定とその是正を目的とする一方的な対抗措置を禁じたもので、WTO協定以外の国際法違反の認定とその是正を目的とする一般国際法上の対抗措置を禁じたものではない⁽³⁶⁾。また②の規定は、国際違法行為のは正のためにとられる貿易制限措置について規律するものではなく、一般国際法上の対抗措置に関する規律とは対象が異なる。そのため、WTO協定中に一般国際法上の対抗措置に対する特別法は存在しないように思われるからである⁽³⁷⁾。

(2) パネルは一般国際法上の対抗措置の抗弁について判断できるか・すべきか

以上のようにWTO協定において一般国際法上の対抗措置は排除されていないと考えられるが、このことは、WTOの紛争解決手続において一般国際法上の対抗措置の抗弁がなされた場合、パネルがその抗弁について判断でき、また判断すべきことを必ずしも意味しない。パネルの権限はWTO協定において示される加盟国の同意に依存し、またパネルの権限内にある問題であっても、なお判断を差し控えるべき場合も存在しうるからである。

WTOのパネルの管轄権は、WTO協定違反の請求やWTO協定上の利益の無効化侵害の請求に限られ(DSU1条1項・GATT23条等)、例えば、パネルが一般国際法上の不干渉義務違反の請求について判断し、その違反を認定して、是正を勧告するといったことは、当然認められない。しかし、このことは、WTO協定違反の請求(例えばEU対応措置はGATT1条に違反する旨の認定と是正の勧告を求める請求)の当否の判断にあたって、その前提問題として、WTO協定以外の国際法の問題(例えば中国の経済的強要は不干渉義務に違反し、それゆえGATT1条違反は一般国際法上の対抗措置によって正当化されるかの問題)につき判断する権限を有さないことを意味しない⁽³⁸⁾。他方、例えばWTO協定に「パネルはWTO協定以外の国際法を適用できない」といった適用法条項が存在すれば、パネルは、請求の当否の前提問題としても、WTO協定以外の国際法の問題につき判断できないことになるが、WTO協定にそのような適用法条項は存在しない⁽³⁹⁾。

しかし、WTOのパネルが一般国際法上の対抗措置の抗弁について判断することについては、なお重大な疑問が生じうる。例えば中国がEU対応措置はWTO協定に違反するとしてWTOの紛争解決手続に提訴し、EUが一般国際法上の対抗措置としてこれを正当化する場合、パネルは、中国の経済的強要は違法な干渉にあたるか等の問題につき判断を求められるが、主に通商や通商法の専門家によって構成されるWTOのパネルが、ICJですら判断を回避したかのように見える一般国際法上の問題につき判断する適性を有するかは、疑わしいからであ

る⁽⁴⁰⁾。

ただし、既述のとおりパネルがそのような理由で一般国際法上の対抗措置の抗弁について判断を差し控える場合、るべき対応は、こうした前提問題について判断せぬまま、請求の当否について判断し、協定違反の認定と措置の是正勧告を行うことではなく、請求の当否の問題自体について判断を差し控えることであろう。

おわりに

本稿では、経済的強制に対する報復措置を不干渉原則違反に対する対抗措置と性格付け、正当化するEUの試みについて、一般国際法上の対抗措置の要件適合性、およびWTO協定上の評価という観点から検討を行ったが、その結論を「EU対応措置が慣習国際法に適合する限りは、第三国はWTO協定を援用してこれを阻止することはできないであろう」とのEUの立場に即してまとめれば、およそ次のとおりである。すなわち、①WTO協定は一般国際法上の対抗措置を排除しておらず、第三国がWTO協定を援用してEU対応措置の撤回を求める場合、EUは一般国際法上の対抗措置を援用しうるが、②EU対応措置が一般国際法上の対抗措置の要件を満たし、慣習国際法に適合するかは疑問が残る。③ただし、WTOのパネルが一般国際法上の対抗措置の要件適合性、とりわけ先行違法行為（不干渉原則違反）の存否について判断すべきかは疑わしく、その場合、パネルはWTO協定違反の請求自体について判断を差し控えるべきである。

実際にEU対応措置の適法性が争われ、撤回が命じられるような事態が生じるかは別として、上記の②の点については、隔靴搔痒の感も残る。他国によるあからさまな強要行為に対して、自らの実力を持って自らの利益を保護することも、認められてしかるべきであるようと思われ、なおかつEUのACIはそのための合理的な処方を提示しているように思われるからである。

このように法的な観点からの評価と正当性・合理性という観点からの評価にずれが存在するとすれば、その原因として、特に次の諸点を挙げることができるであろう。第1が、他国による経済的な力の行使が国の自律的な政策決定を強く制約しうることは、かねて途上国が強く主張し、国連友好関係原則宣言をはじめとする一連の国連総会決議に結実してきたが、大国の反対ゆえ、その慣習国際法性が不明確なままに残され、そのためいかなる経済的な力の行使が強制にあたるかの基準や判断のあり方も、不明確なままに残されてきた点である。第2が、実効的な対抗措置を講じうるのは、十分な実力を有する一部の国々に限られることもつとに認識してきたものの、国際法違反に対する共同的な対処のあり方が論じられ、慣習国際法が形成しつつあるのは、対世的な性格の義務の違反の場合に限られ、他の義務違反に対する対処のあり方は、等閑視してきたという点である。そして、第3が、経済的手段を用いた強要行為は、WTO協定等の国際経済協定上の義務にも違反し、それが対世的な性格の義務であるならば、共同的な対処も可能でありうるもの、紛争解決機関による違反認定と許可の要件ゆえ、実効的な対処がやはり困難であるという点である。

もとよりこうした法状況の背景には、①経済的な力の行使は、他国の自律的な政策決定を

制約するだけでなく、これを望ましい方向に導く正の側面も否定できず、②実効的な対抗措置は、濫用の危険を免れえず、③WTO協定上の対抗措置が紛争解決機関の違反認定と許可を要してきたのは、まさに米国による一方的なGATT違反の認定に基づく一方的な対抗措置、すなわち対抗措置の濫用を封じるための処方であったとの理由が存在し、いずれも不当で、不合理なものと断じることは当然できない。ただし、EUのACIは、現実の必要に駆られ、入念な検討に基づき作成された経済的強要に対する応答と言え、上記の法状況の課題を照射し、今後の法の発展のひとつの方針性を示すという点で、大きな意義を有するものと言えよう。

- (1) このほか、かねてラテンアメリカ諸国をはじめとする途上国が、欧米諸国による経済的強要行為の対象とされ、国連憲章2条4項の“force”は“economic force”も含むとの主張や、経済的強要行為を非難する一連の国連総会決議を主導し、対抗を試みてきたことは広く知られているとおりである。例えば、Barry E Carter, “Economic Coercion,” *MPEPIL* (online edition, 2009), paras. 4–9.
- (2) Henry Farrell and Abraham L. Newman, “Weaponized Interdependence,” in Daniel W. Drezner et al. (eds.), *The Uses and Abuses of Weaponized Interdependence* (2021), ch. 2.
- (3) これらの政策は経済安全保障政策と呼ばれる政策の一種である。日本の経済安全保障政策の概要や展開について、例えば、風木淳『経済安全保障と先端・重要技術——実践論』(信山社、2023年)。
- (4) 例えば、Lukas Schaupp, “Decoding the Intersection of Trade and Security in the EU’s Anti-Coercion Instrument,” 29 *European Foreign Affairs Review* 2 (2024), p. 137.
- (5) ACIは、EUが、WTOの上級委の機能不全に対応するため、被提訴国がパネルの違反認定を空上訴し、かつ紛争の最終的な解決に協力しない場合、そのことをもって対抗措置の発動を可能とする規則改正を行うにあたって、外国が国際通商ルールに「明白に違反する」場合は、即座に対抗措置をとる必要を訴えた議会の提案に応える形で作成されたものである (Chien-Huei Wu, “The EU’s Proposed Anti-coercion Instrument: Legality and Effectiveness,” 57 *Journal of World Trade* 2 (2023), pp. 299–300)。このことは、WTO協定上の対抗措置の実効性の欠如という問題意識をよく表している。
- (6) Regulation (EU) 2023/2675 of the European Parliament and of the Council of 22 November 2023 on the protection of the Union and its Member States from economic coercion by third countries.
- (7) こうした経緯について、Schaupp, *supra* note 4, pp. 136–138; Wu, *supra* note 5, pp. 297–298.
- (8) Commission Staff Working Document, Impact Assessment Report, SWD/2021/371 final (8.12.2021), pp. 19–20. ただし、外国による強制への対応は、主権の保護を目的とする点で、共通外交・安全保障政策(CFSP)上の問題に該当するとし、これをCCP上の問題と位置付けるACIは、外交政策の通商政策化を通じたEUの権限拡大にあたるとの理解もある。このようなEUとEU加盟国の権限分配という観点からACIを検討する論考として、Schaupp, *supra* note 4.
- (9) Impact Assessment Report, *supra* note 8, p. 41.
- (10) 例えば、酒井啓亘ほか著『国際法』(有斐閣、2011年)、376–380ページ。
- (11) 例えば、Marko Milanovic, “Revisiting Coercion as an Element of Prohibited Intervention in International Law,” 117 *American Journal of International Law* 4 (2023), p. 602.
- (12) Freya Baetens and Marco Bronckers, “The EU’s Anti-Coercion Instrument: A Big Stick for Big Targets,” *EJIL: Talk!* (January 19, 2022), at <https://www.ejiltalk.org/the-eus-anti-coercion-instrument-a-big-stick-for-big-targets/> (last accessed October 7, 2025).
- (13) 藤澤巖「台湾の新總統就任に祝意を表明したら内政干渉?——国際法上の不干渉原則とその射程」北村朋史ほか編『国際法で世界がわかる 新版』(岩波書店、2025年)。

- (14) Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, ICJ Reports 1986, para. 242.
- (15) Ibid., para. 245.
- (16) Ori Pomson, "The Prohibition on Intervention under International Law and Cyber Operations," 99 *International Law Studies* (2022), pp. 209–210.
- (17) Kornel Olsthoorn, "The EU's Anti-coercion Instrument: A Return of Unlawful Unilateral Trade Countermeasures in Disguise?" 51 *Legal Issues of Economic Integration* (2024), p. 54.
- (18) Maziar Jamnejad and Michael Wood, "The Principle of Non-intervention," 22 *Leiden Journal of International Law* 2 (2009), p. 371.
- (19) Milanovic, *supra* note 11, p. 613.
- (20) Ibid., pp. 924–925.
- (21) 藤澤巖 「『経済的威圧』と不干渉原則」『法律時報』96卷1号 (2024年)、57ページ。
- (22) Joost Pauwelyn, "A Typology of Multilateral Treaty Obligations: Are WTO Obligations Bilateral or Collective in Nature?" 14 *European Journal of International Law* 5 (2003), p. 924.
- (23) Ibid., pp. 924–925.
- (24) 例えば、ibid.; Chios Carmody, "WTO Obligations as Collective," 17 *European Journal of International Law* 2 (2006).
- (25) European Communities – Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas, Report of the Appellate Body, WT/DS27/AB/R, 9 September 1997, para. 13.
- (26) 例えば、Miles Jackson and Federica I. Paddeu, "The Countermeasures of Others: When Can States Collaborate in the Taking of Countermeasures?" 118 *American Journal of International Law* 2 (2024), pp. 238–246.
- (27) 藤澤、前掲注(21)、59ページ。
- (28) Jackson and Paddeu, *supra* note 26, pp. 259–260.
- (29) Ibid., pp. 261–265.
- (30) Ibid., p. 265.
- (31) そのほか、EUがEU対応措置を一般国際法上の対抗措置として正当化しつつ、予備的主張としてGATT20条の一般的例外や同21条の安全保障例外等のWTO協定中の例外規定によって正当化する場合、こうした主張は認められるかとの論点もあるが、この問題は本稿の射程外である。この問題に関する検討として、例えばOlsthoorn, *supra* note 17, pp. 76–82; Wolfgang Weiss and Cornelia Furculita, *Open Strategic Autonomy in EU Trade Policy: Assessing the Turn to Stronger Enforcement and More Robust Interest Representation* (2024), pp. 226–234.
- (32) この点につき、北村朋史「対ロシア貿易制裁とWTO——WTOは国際の平和と安全の敵か」有斐閣Online ローディヤーナルL2306011 (2023年)、パラ037。
- (33) このような理解として、特にLorand Bartels, "Applicable Law in WTO Dispute Settlement Proceedings," 35 *Journal of World Trade* 3 (2001), pp. 506–509.
- (34) Joost Pauwelyn, "The Role of Public International Law in the WTO: How Far Can We Go?" 95 *American Journal of International Law* 3 (2001), p. 564.
- (35) こうした学説については、反対説を含め、平覚「対ロシア経済制裁措置のWTO法上の評価——第三当事国対抗措置に関する慣習国際法による正当化の可能性」浅田正彦・玉田大共編『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済』(東信堂、2023年)、184–191ページに詳しい。
- (36) WTOのパネルも、「『違反についての是正を求める』の文言は、加盟国がWTOの義務違反と考えるものに対してとるすべての行為を含む」(強調筆者)と判断している (Panel Report, EC – Commercial Vessels, WT/DS301/R, 22 April 2005, para. 7.196)。ただし、加盟国の行為が「加盟国がWTOの義務違反と考えるもの」に対してとられたものかどうかは、措置のデザインや構造、導入の経緯などに

よって客観的に判断され、加盟国が否定すれば、WTOの義務違反に対する是正の要求との性格付けを免れうるわけではない（この点について、Olsthoorn, *supra* note 17, pp. 70–72）。なお、仮にEU対応措置がWTOの義務違反に対する是正の要求と性格付けられる場合、GATT1条等の実体的義務の違反を正当化できず、その違反を認定されることになるほか、DSU23条1項の手続的義務の違反を認定されることになる。

- (37) 以上の点について、北村・前掲注(32)・パラ026–028。
- (38) 管轄権とは、拘束力ある判断を下す権限を指すため、管轄権条項は、請求の当否について判断する権限を定めるもので、請求の当否の前提問題について判断する権限を定めるものではない。この点につき、さしあたって、北村朋史「国際裁判所の事項的管轄権の限界——いわゆる『巻き込まれた問題』の問題の検討を通じて」須綱隆夫ほか編『国際経済法の現代的展開——清水章雄先生古稀記念』(信山社、2023年)、193–197ページ。
- (39) 北村・前掲注(32)・パラ037および注(43)。
- (40) このようなパネルの適性を理由として、パネルがWTO協定以外の問題につき判断することに否定的な立場を示す見解として、例えば、岩沢雄司「WTO法と非WTO法の交錯」ジュリスト1254号(2003年)、23ページ。なお、例えばEU対応措置が明らかに均衡性の要件を満たしていない等の場合は、先行違法行為の存否について判断するまでもなく、対抗措置の抗弁を退けることができ、このような場合は、パネルは対抗措置の抗弁について判断しうるであろう。この点につき、北村・前掲注(38)、196–197ページ。